

令和7年6月4日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 墳 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総務課長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税務課長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建設課長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産業課長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一郎 君
会計管理者兼 会計課長	多 賀 靖 君	消防主任	三 輪 学 君
教育長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高 木 智 司	書記	石 川 敦 詞
書記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

日程第3 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

日程第4 報告第3号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告について

日程第5 報告第4号 垂井町下水道事業会計予算の繰越報告について

- 日程第6 報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第7 議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）  
議第45号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第41号 相川橋橋梁補修工事請負契約の締結について
- 日程第9 議第42号 宮代121号線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第10 議第43号 指定金融機関の指定について
- 日程第11 請願第1号 再審法改正を求める意見書を国に提出することについての請願

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時00分 開会

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより令和7年第3回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から13日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1番 江上裕子議員、2番 中川泰一議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしておりますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 諸般の報告

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に検査結果の報告が2件ありました。印刷してお手元に配付いたしておりますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 報告第1号 専決処分の報告について、提案理由を御説明申し上げます。

令和7年3月31日午前10時20分頃、垂井町990番地、垂井町保健センター駐車場地内におきまして、町有自動車を後進させた際、駐車していた相手方自動車と接触し破損させた事故につきまして、令和7年5月16日、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

毎定例会ごとにこうした案件を提出しておりますことを、本当にこの場をお借りしまして、改めておわびを申し上げたいと思います。

なお、細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告につきまして補足説明をさせていただきます。

事故の発生状況でございますが、去る令和7年3月31日午前10時20分頃、垂井町990番地、垂井町保健センター駐車場地内におきまして、保健センター建物南側の軒下に北向きで駐車していた町有自動車を左方向に後進させた際に、北向きに駐車されていました相手方自動車の右前方に接触し、破損させたものでございます。この事故により、相手方車両の前方バンパーの右側部分が損傷、公用車につきましては、後方バンパーのナンバープレート付近が破損いたしました。

このたび、当方の過失割合100%、損害賠償額8万2,160円で相手方との示談が成立いたしましたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和7年5月16日に専決処分をさせていただきました。

幸いにも相手方車両にはどなたも乗られておらず、けがはございませんでした。

所内で情報共有し、再発防止について指導を行ったところでございます。今後一層安全運転を徹底し、交通事故防止を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

### 日程第3 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第3、報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について御説明を申し上げます。

民生費では、住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業について、農林水産業費では、野田ため池廃止事業、土木費では、岩手3号線路側改良事業、垂井1-13号線道路改良事業、表佐宮代線道路改良事業について、教育費では、文化会館吹奏楽用備品購入事業について、災害復旧費では、宮代地内農業用施設災害復旧事業について、大石川災害復旧事業について、以上8

事業に係ります繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたすものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君）　酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君）　ただいま上程されました報告第2号　垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、健康福祉課が所管いたします款3 民生費、項1 社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、エネルギーや食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を、また18歳以下の子供がいる世帯につきましては、子供1人当たり2万円を加算して支給する事業でございます。当該事業は迅速な支給開始が求められたことから、本年1月に予算の補正並びに繰越明許費の補正について専決処分をいたし、3月定例会におきまして承認をいただいたところでございます。事業の進捗により、繰越限度額7,255万7,000円のうち1,273万1,000円を繰越しました。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君）　小竹武志産業課長。

○産業課長（小竹武志君）　報告第2号　垂井町一般会計繰越明許費の報告について、私のほうからは、産業課が所管いたします款6 農林水産業費、項1 農業費、事業名、野田ため池廃止事業及び款11災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、事業名、宮代地内農業用施設災害復旧事業につきまして補足説明をさせていただきます。

野田ため池廃止事業につきましては、老朽化したため池の貯水機能を廃止する工事を実施するものでございます。3月定例会におきまして、ヘドロ堆積層の状況により年度内での完了が困難になったことから、翌年度に繰り越す限度額を2,100万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源内訳としましては、県支出金1,833万4,000円、一般財源266万6,000円でございます。

続きまして、宮代地内農業用施設災害復旧事業につきましては、昨年の台風10号に伴う大雨災害により被災した農業用排水路を復旧する工事を実施するものでございます。3月定例会におきまして、災害認定に伴う県との交渉や調整に不測の期間を要し、年度内での完了が困難になったことから、翌年度に繰り越す限度額を374万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源内訳としましては、県支出金189万2,000円、一般財源184万8,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（広瀬隆博君）　藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、建設課が所管いたします款8土木費、項2道路橋りょう費の3事業及び款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費の1事業につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、岩手3号線路側改良事業でございます。

本事業は、岩手川沿いの当該路線において、護岸の侵食及び既設擁壁の劣化により路肩が崩壊する危険があり、早急に補修工事を施工する必要が生じたことから、本年1月、一般会計の歳入歳出予算の補正並びに年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費の補正につきまして専決処分により措置し、3月定例会におきまして報告の上、承認をいただきました事業でございます。

また、翌年度に繰り越す限度額は6,950万円、財源につきましては、地方債6,900万円、一般財源50万円でございます。

なお、本事業につきましては、完成期限を令和8年3月27日としており、安全かつ慎重に施工してまいりますが、現場管理、監督を適正に行い、早期に完成できるよう進めてまいります。

続きまして、事業名、垂井1-13号線道路改良事業でございます。

本事業は、令和6年度当初予算でお認めいただきました道路法線是正のための測量設計事業でございます。

本事業の契約締結後、委託業者が災害協定に基づき、令和6年台風10号に伴う大垣土木事務所管内、主に当町の災害復旧事業に従事したことに伴い、年度内の完了が困難となったことから、本年3月定例会におきまして、翌年度に繰り越す限度額を700万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、全て一般財源でございます。本事業につきましては、5月30日に業務が完了しております。

続きまして、業務名、表佐宮代線道路改良事業でございます。

本事業は、岐阜県が施工いたします一般県道養老・垂井線の庭田交差点改良事業に伴い、県道に交差します町道分、町道表佐・宮代線の道路改良事業でございます。

令和6年度当初において、道路用地取得に係る予算としてお認めいただきました事業ですが、地権者との用地取得交渉結果による計画変更が生じ、登記関係書類の変更作業に不測の期間を要したため、年度内の完了が困難となったことから、本年3月定例会におきまして、翌年度に繰り越す限度額を280万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、全て一般財源でございます。本事業につきましては、土地の分筆及び所有権移転登記手続まで完了し、現在、道路用地代金支払い手続を行っております。

続きまして、款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、事業名、大石川災害復旧事業でございます。

本事業は、令和6年12月定例会でお認めいただきました災害による損壊した大石川の護岸復旧工事でございます。

災害認定に伴う国との交渉及び調整に不測の時間を要したこと、また国においても繰越事業とされたことから、本年3月定例会におきまして、翌年度に繰り越す限度額を885万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金359万2,000円、地方債210万円、一般財源315万8,000円でございます。本事業につきましては、5月26日に工事が完了しております。

繰越計算書に記載のあります事業の補足説明としては以上でございます。

なお、款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、宮代121号線道路改良事業でございますが、道路用地取得に係る予算につきまして、関係者との用地取得交渉に時間を要したため、登記手続について年度内の完了が困難と判断し、本年3月定例会において、翌年度への繰越予算をお認めいただいたところでございますが、相手方との交渉が予想より早く進み、登記手続、道路用地代金の支払いまで令和6年中に事業が完了いたしましたので、当該事業に係る経費につきましては、翌年度への繰越しを行っておりません。したがいまして、当該部分につきましては繰越計算書への記載はございませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（広瀬隆博君） 桑原和弘生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、生涯学習課が所管いたします款10教育費、項5社会教育費、事業名、文化会館吹奏楽用備品購入事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、子供たちのために楽器の購入をとの趣旨で御寄附をいただきましたことから、今後、文化会館で行う中学校部活動の地域移行も見据え、吹奏楽の活動を支援するために楽器の購入を行う事業でございます。

昨年12月定例会において補正予算をお願いし、併せて楽器の納入に時間を要しますことから、翌年度に繰り越す限度額を500万円として議決を賜ったところです。その後、一部の楽器につきまして年度内での納入がなされましたことから、翌年度繰越額として186万2,000円を繰越しさせていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第4 報告第3号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第4、報告第3号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告についてを

上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 報告第3号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告につきまして御説明を申し上げます。

資本的支出におきまして、岩手3号線路側改良に伴う配水管布設替事業に係ります繰越しにつきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をいたすものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 川瀬桂一郎上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました報告第3号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の垂井町水道事業会計予算の繰越しに係ります岩手3号線路側改良に伴う配水管布設替事業につきましては、3月議会定例会におきましてお認めをいただきました建設課発注の岩手3号線路側改良工事に支障となる上水道の配水管、直径75ミリ、全長62.2メートルの硬質塩化ビニール管の布設替工事であります。このため、当該路側改良工事と工程を調整し、同調しながら施工する必要があることから、年度内完成が不可能であるため、令和6年度垂井町水道事業会計予算におきまして繰越しをさせていただきましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をさせていただくものでございます。

それでは、令和6年度垂井町水道事業会計予算繰越計算書に基づき説明をさせていただきます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費で、翌年度に繰り越して使用する額でございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、事業名、岩手3号線路側改良に伴う配水管布設替事業、翌年度への繰越額は全額の304万7,000円でございます。

財源といたしましては、損益勘定留保資金を充てるものでございます。

現在、配水管布設替区域内にございます住宅1軒の給水につきましては、仮設の配水管を布設し、給水を継続しながら、建設課によります路側改良工事と調整をし、進めております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第5 報告第4号 垂井町下水道事業会計予算の繰越報告について

---

○議長（広瀬隆博君）　日程第5、報告第4号　垂井町下水道事業会計予算の繰越報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長　早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君）　報告第4号　垂井町下水道事業会計予算の繰越報告につきまして御説明を申し上げます。

公共下水道事業資本的支出におきまして、浄化センター水処理施設増設事業に係ります繰越しにつきまして、繰越計算書を調製をいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたすものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君）　川瀬桂一郎上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君）　ただいま上程されました報告第4号　垂井町下水道事業会計予算の繰越報告につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の垂井町下水道事業会計予算の繰越しに係ります浄化センター水処理施設増設事業につきましては、令和5年度から令和7年度にかけ、債務負担行為の設定により、現在、浄化センターで稼働させております1系列の汚水処理施設の北側に2系列目の施設を築造しているものでございます。

令和6年度につきましては、汚水処理のための機械設備及び電気設備の機器作製を行ってまいりましたが、機械設備の作製において、現場にて機械、配管等について設計図面と照合したところ、相違箇所が判明し、その設計見直しに不測の日数を要したため、一部年度内完成が不可能となったことから繰越しをさせていただきましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をさせていただくものでございます。

それでは、令和6年度垂井町下水道事業会計予算繰越計算書に基づき御説明をさせていただきます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費で、翌年度に繰り越して使用する額でございます。

款1 公共下水道事業資本的支出、項1 建設改良費、事業名、浄化センター水処理施設増設事業、予算計上額4億5,795万円のうち、翌年度への繰越額といたしまして5,830万円でございます。

繰越しの財源につきましては、国庫補助金といたしまして、繰越額の55%相当額3,206万5,000円と、企業債といたしまして、補助を引いた残りに係ります90%相当額2,360万円及び損益勘定留保資金にて263万5,000円を補填するものでございます。

現在、繰越しをいたしました汚水処理のための機械設備の製作を進めながら、同時に、完成しております機器の現場据付け等の作業も着手しております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

#### 日程第6 報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第6、報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和7年度事業計画、予算及び資金計画並びに令和6年度事業報告書及び決算報告書を提出するものでございます。

細部につきましては、都市計画課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

[都市計画課長 衣斐浩一君登壇]

○都市計画課長（衣斐浩一君） 報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、配付資料の順に演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、令和7年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画の1ページ、令和7年度事業計画を御覧ください。

令和7年度事業計画につきましては、1. 土地造成事業といたしまして、梅谷地区工場用地開発事業を実施をしてまいります。面積は10.7ヘクタール、令和7年度の金額9,595万2,000円でございます。

内訳といたしましては、営農等の補償費8,670万円、県道拡幅用地の境界測量などの委託料

620万円、諸経費117万円、支払利息188万2,000円となっております。

2ページ、令和7年度予算を御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入、第1款事業収益はゼロ円、第2款事業外収益は、受取利息、受取配当金、合わせて収入合計6,000円を計上いたしております。

次に、支出でございます。

第1款事業原価はゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は、理事会の必要経費として22万7,000円、支出合計は同額の22万7,000円を計上いたしております。

収益的収入支出差引額はマイナス22万1,000円でございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入、第1款資本的収入は、工場用地開発事業に伴う借入金として9,595万2,000円を計上いたしております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、土地造成事業費として9,595万2,000円を計上いたしております。

3ページを御覧ください。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、梅谷地区工場用地用地取得費、用地取得支援業務及び用地造成実施設計業務につきまして、それぞれ期間、限度額を設けております。

第5条、長期借入金の限度額は9,595万2,000円。

第6条、予算の流用につきましては、資本的支出の予定額は各項間において相互に流用できることを定めております。

4ページ、令和7年度資金計画を御覧ください。

第2条、受入資金の予定額につきましては、(4)長期借入金9,595万2,000円を主なものといたしまして、受入資金合計1億532万4,000円を計上いたしております。

第3条、支払資金の予定額につきましては、(2)土地造成事業費9,595万2,000円を主なものといたしまして、支払資金合計は9,618万4,000円を計上いたしております。

令和7年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

続きまして、令和6年度垂井町土地開発公社事業報告書、決算報告書の1ページ、令和6年度事業報告書を御覧ください。

1. 概況、(1)理事会の開催状況につきましては、都合2回開催し、理事長及び副理事長の互選など3議案の議決をいただきました。

2. 業務、3. 会計につきましては、ともに該当はございませんでした。

2ページ、令和6年度決算報告書を御覧ください。

1. 収益的収入及び支出、(1)収入につきましては、第2款事業外収益、決算額5,628円、収入計は同額の5,628円となりました。

(2)支出につきましては、第2款販売費及び一般管理費、決算額7万5,600円、支出計は同額

の7万5,600円となりました。

2. 資本的収入及び支出につきましては、収入、支出ともにございませんでした。

3ページ、令和6年度損益計算書を御覧ください。

事業総利益はゼロ円、事業損失は8万550円、事業損失から4. 事業外収益5,628円を差し引いた経常損失は7万4,922円、当期損失は同額の7万4,922円となりました。

4ページ、令和6年度貸借対照表を御覧ください。

資産の部では、1. 流動資産合計936万5,959円、2. 固定資産合計502万円で、資産の部合計は1,438万5,959円となりました。

負債の部では、1. 流動負債、(1)未払金4,950円、こちらは金融機関への支払手数料でございます。負債の部合計は4,950円でございます。

資本の部では、1. 資本金合計500万円、2. 準備金合計938万1,009円で、資本の部合計1,438万1,009円となり、負債・資本合計は1,438万5,959円となりました。

5ページ、令和6年度キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

1. 事業活動によるキャッシュ・フローでは、人件費支出マイナス7万5,600円、利息の受取額5,628円で、事業活動によるキャッシュ・フロー計はマイナス6万9,972円となりました。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー、3. 財務活動によるキャッシュ・フローはともにございませんでした。

4. 現金及び現金同等物増加額（又は減少額）はマイナス6万9,972円となり、5. 期首残高943万5,931円との差引きで、6の期末残高は936万5,959円となりました。

6ページには財産目録、7ページには各附属明細表、最後に決算審査意見書を添付をいたしております。

以上、報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第7 議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

議第45号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第7、議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）から議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします

す。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） それでは、議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）から議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を一括にて御説明を申し上げます。

議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億3,386万6,000円を追加し、予算総額を107億331万1,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、神田会館のトイレ及び照明のLED化改修に伴う集会所設置事業等補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を行いました。

民生費では、定額減税補足給付金給付事業に係ります経費につきまして増額の措置を、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種健康被害医療手当等負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を行った次第でございます。

農林水産業費では、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行いました。

商工費では、国庫支出金の受入れに伴います財源更正を行ったところでございます。

土木費につきましては、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費につきまして増額の措置を行いました。

教育費では、次期校務支援システム構築・データ移行業務に係ります委託料につきまして増額の措置を行いました。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金により、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、次期校務支援システム構築・データ移行業務の追加をお願いいたすものでございます。

次に、議第45号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ23万4,000円を追加し、予算総額を4億7,923万4,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費で、資格確認書の郵送に係ります役務費につきまして増額の措置を行いました。

財源につきましては、諸収入の増額措置を行った次第でございます。

次に、議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ143万4,000円を追加し、収益的収入の予定額を7億2,542万6,000円、収益的支出の予定額を6億9,906万4,000円といたしますものでございます。

補正いたします主なものは、公共下水道事業費用では、雨水排水路点検業務に係ります委託料につきまして増額の措置を行いました。

財源につきましては、営業収益及び営業外収益につきまして、それぞれ増額の措置を行ったところでございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

[総務課長 藤塚正博君登壇]

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,386万6,000円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億331万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書は8ページを御覧いただきますようお願ひいたします。

歳出から御説明を申し上げます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目10諸費でございます。神田地区の自治会で構成をされます神田会館運営委員会から、神田会館のトイレの改修、それから照明LED化改修に伴う集会所設置事業補助金の交付申請がございましたので、当該経費の3分の2相当を補助するため、負担金、補助及び交付金で95万3,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目20生活支援給付金等給付事業費でございます。昨年度、所得税3万円、住民税1万円の定額減税の実施に合わせまして、令和5年の所得に基づいた推計により、令和6年の課税見込み額が減税額に満たない方に対して調整交付金を実施をいたしました。このたび、令和6年中の所得状況の確定に伴い、調整交付の不足額を給付をいたすため、定額減税補足給付金の給付事業に係る経費の増額をお願いするものでございます。

事業費として、負担金、補助及び交付金で1億645万円を、給付に係ります事務経費といたしまして、需用費では20万7,000円、役務費では、通知等の郵送料などとして105万7,000円を、委託料では、給付金に係るシステム運用などの経費として547万2,000円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目6 保健センター費でございます。令和7年度当初予算におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種健康被害医療手当等負担金として40万円をお認めをいただきておりますが、このたび国において新たに1件の健康被害認定がなされましたので、

負担金、補助及び交付金で88万7,000円の増額をお願いをするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

項2清掃費、目3塵芥処理費でございます。職員の異動に伴いまして、給料で71万4,000円、職員手当等で150万4,000円、それから共済費で52万5,000円、それぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目8農業構造改善費でございます。令和7年度当初予算におきまして、町単独事業の高性能農業機械導入補助金として1,000万円をお認めをいただいておりますが、このたび、農事組合法人1組織、認定新規就農者1事業者につきまして、県事業の採択を受けましたことから、負担金、補助及び交付金で531万円の増額をお願いをするものでございます。

財源につきましては、全額県支出金を見込んでおります。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費でございます。令和7年度当初予算でお認めをいただいておりますコネクトベース垂井コミュニティマネジャー業務委託料、コネクトベース垂井クラフトスペース用備品購入費及び町商工会育成補助金の一部に対して国庫補助が受けられる見込みとなりましたので、国庫支出金607万5,000円の財源更正をお願いをいたすものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。宮代71号線の路側改良事業に係ります経費としまして、道路・舗装・路側改良工事として350万円の増額をお願いをいたすものでございます。

続きまして、項4都市計画費、目4公共下水道費でございます。令和7年度当初予算におきまして、公共下水道事業負担金として268万5,000円をお認めをいただいておりますが、雨水排水管の点検に係ります下水道事業会計の負担金として、負担金、補助及び交付金で71万7,000円の増額をお願いをするものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございます。岐阜県内の公立小・中学校の校務支援システムの統一について、このたび国庫補助事業の採択を受けましたので、次期校務支援システム構築・データ移行業務委託料として657万円の増額をお願いをするものでございます。

財源につきましては、事業費のおよそ3分の1相当、国庫支出金を見込んでおります。

また、こちらの事業につきましては、令和8年9月のシステム稼働を目指し、令和7年度、本年度と次年度、令和8年度の2か年をかけて事業実施をいたしますので、債務負担行為の追加も併せてお願いをいたすものでございます。

続きまして、お戻りいただきまして、6ページは歳入、御説明を申し上げます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金でございます。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金といたしまして88万7,000円の増額をお願いをするものでございます。

続きまして、項2国庫補助金でございます。目2民生費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といたしまして1億1,318万6,000円を、目6商工費国庫補助金では、新しい地方経済・生活環境創生交付金といたしまして607万5,000円を、目9教育費国庫補助金では、公立学校情報機器整備費補助金といたしまして196万7,000円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金でございます。スマート農業技術導入支援事業補助金として300万円を、肥料高騰対策機械等整備事業補助金として231万円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、収支の均衡を図るため、644万1,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

再度議案書に戻っていただきまして、第2条でございます。債務負担行為の補正でございます。

めくっていただきて、3ページの第2表のほうを御確認お願いをいたします。

債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

岐阜県内の公立小・中学校の校務支援システムの統一化を行うための次期校務支援システム構築・データ移行業務につきましては、令和8年9月のシステム稼働を目指し、本年度から来年度にかけて事業を実施をいたしますので、債務負担行為の追加をお願いをするものでございます。期間は令和8年度、限度額189万9,000円でございます。

なお、11ページ以降、給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、一般会計の補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第45号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ4億7,923万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11役務費で23万4,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和6年12月2日に被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証の登録のある方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証の登録のない方には資格確認書を交付するという取扱いについて、令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証

の登録の有無に関わらず、後期高齢者医療保険新規加入者等には資格確認書の職権交付を行っております。令和7年度にはこの暫定運用が終了するため、このマイナ保険証登録のある方には資格情報のお知らせを郵送する予算を計上しておりました。しかしながら、令和7年4月3日付厚生労働省事務連絡により、令和8年8月の年次更新までの間、暫定運用を継続することとなりました。そのため、マイナ保険証登録の有無に関わらず、全ての人に資格確認書を送ることとなり、郵送については簡易書留とする必要性から、郵送料の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入、節1雑入で23万4,000円増額補正をお願いするものでございます。

資格確認書職権交付の暫定運用の継続によって発生する郵送料の差額分については、特別調整交付金により措置され、岐阜県後期高齢者医療広域連合より交付されるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 川瀬桂一郎上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、去る1月28日に埼玉県八潮市にて発生をいたしました下水管路の破損に起因すると考えられます道路陥没を受け、国土交通省は下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を設置をいたしました。今般、同委員会の提言を踏まえ、下水管路等の全国特別重点調査が実施されることになりました。本町におきましても、下水道法による事業認可を取得しております公共下水道、雨水排水路につきまして、直径2メートル以上の断面積を有します国道21号と県道養老・垂井線との交差点から南へ148メートルと、そこから東へ179メートルの管渠が国の調査対象となったことから、その要請に応じ、令和8年2月末までに垂井町大規模下水管路特別重点調査等事業を実施するため、収益的収入及び支出それぞれの補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書、第2条でございます。

令和7年度垂井町下水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正につきまして、まず収入でございます。

第1款公共下水道事業収益、第1項営業収益の既決額2億2,690万8,000円に71万7,000円を増額し、2億2,762万5,000円とし、第2項営業外収益の既決額4億9,708万3,000円に、同じく71万7,000円を増額し、4億9,780万円とするものでございます。

続きまして、支出におきましては、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用の既決額6億2,532万4,000円に143万4,000円を増額し、6億2,675万8,000円とするものでございます。

令和7年度補正予算実施計画明細書2ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の支出から御説明をさせていただきます。

款1公共下水道事業費用、項1営業費用、目2雨水管渠費でございます。雨水排水路の管路の損傷状況について点検を行うための委託料といたしまして143万4,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、1ページにお戻りください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

款1公共下水道事業収益、項1営業収益、目3他会計負担金でございます。地方公営企業法第17条の2第1項第1号に基づき、雨水処理における町負担分といたしまして71万7,000円の増額をお願いするものでございます。

項2営業外収益、目4補助金でございます。国庫補助金といたしまして、下水道防災事業費補助金71万7,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、3ページには令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ及び5ページには令和7年度予定貸借対照表を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（広瀬隆博君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議第44号から議第46号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

---

日程第8 議第41号 相川橋橋梁補修工事請負契約の締結について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第8、議第41号 相川橋橋梁補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第41号 相川橋橋梁補修工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町綾戸897番地の49、

株式会社松栄工務店、代表取締役 大橋淳二が落札いたしましたので、この者と1億3,453万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

[総務課長 藤塚正博君登壇]

○総務課長（藤塚正博君） 議第41号 相川橋橋梁補修工事請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります部分につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧いただきますようお願ひいたします。

本件入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして8者に指名通知をいたし、去る5月22日に指名競争入札を執行いたしました。

第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした株式会社松栄工務店が1億2,230万円で落札をいたしたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして1億3,453万円で、垂井町綾戸897番地の49、株式会社松栄工務店、代表取締役 大橋淳二と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

なお、完成期限は令和8年3月31日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第41号 相川橋橋梁補修工事請負契約の締結につきまして、私からは工事概要について説明をさせていただきます。

お配りしております資料を御覧ください。

相川橋は、相川児童公園の北東、1級河川、相川に架かる橋梁で、橋長79.8メートル、全幅員12.0メートル、4径間の橋梁で、昭和50年3月に架橋され、50年が経過しております。

橋梁につきましては、平成24年12月に発生いたしました笹子トンネル天井板落下事故を契機に、道路法の改正及び点検基準が法定化され、平成26年から橋長2メートル以上の全ての橋梁やトンネルについて、5年に1回、近接目視による定期点検を行うことが義務化されました。垂井町におきましても、平成26年から定期点検を実施し、昨年度から3巡目を実施しているところでございます。

さて、相川橋でございますが、令和2年に実施いたしました橋梁定期点検により、橋梁の上部部分と下部構造の間に設置されております部材、支承において、腐食及び防食機能の劣化、欠損、浮きが見られ、健全性の診断で早期措置段階と判定されましたので、その他部位におい

て変状が見られた箇所とともに、昨年度と今年度の2か年で補修工事を施工するものでございます。

それでは、補修工事について説明をさせていただきます。

資料の下段、補修項目一覧を御覧ください。

部位ごとに説明をさせていただきます。

まず、排水装置でございますが、腐食、防食機能の劣化、欠損が見られるため、V P管へ取替えを行います。

次に、床版でございますが、鉄筋露出が見られるため、ポリマーセメントモルタル左官工法による断面修復工及び、水切り対策としまして水切り材の設置を施工いたします。

次に、主桁でございますが、腐食、防食機能の劣化が見られるため、防錆工といたしまして、塗装塗り替えを施工いたします。

次に、下部工でございますが、浮き、解放部未閉塞、滯水が見られるため、コンクリート、無収縮モルタルの打設による断面修復工を施工いたします。

また、支承につきましては、支承の腐食、防食機能の劣化、欠損及び沓座モルタルの欠損が見られるため、塗装塗り替え、無収縮モルタル打設及びひび割れ防止筋の配置による沓座モルタル補修工を施工いたします。

落橋防止システムでございますが、緩衝ゴムが脱落しておりますので再設置いたします。

以上が、主な補修工事内容でございます。

本工事は河川区域内作業となるため、現場着手は非出水期であります11月以降となりますので、完成期限を令和8年3月31日とさせていただいておりますが、段取りよく工事を進め、早期に完成できるよう管理、指導してまいります。

交通規制に関しましては、道路上での作業となるつり足場の設置及び撤去時には通行規制が必要となり、片側交互通行をさせていただく予定をしておりますが、補修工事の大部分は桁下のつり足場での作業であるため、交通規制は予定しておりません。工事の際には、安全対策、施工時間等にも十分配慮し施工してまいります。

以上、工事概要についての説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） お尋ねいたします。

欠損状況の図が9つあるんですけれども、その一番右下の図になりますが、これは橋側から撮ったという写真の認識でよろしいでしょうか。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） 今の御質問の件でございますが、桁下から撮影した写真でございま

す。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） 桁下から、橋側から撮ったという写真ということになるかと思うんですけども、こここの緩衝ゴムが脱落していると、どのようなことが起こるのかというのをちょっとお尋ねしたいです。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） 今の御質問でございますが、地震によって揺れた際にゴムによって衝撃を和らげておりますが、ゴムがございませんと、橋とぶつかった際に破損するおそれがあるということで、地震の際の緩衝、防止ということで設置するゴムでございますので、今回設置させていただきます。以上でございます。

○議長（広瀬隆博君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 相川橋橋梁補修工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第42号 宮代121号線道路改良工事請負契約の締結について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第9、議第42号 宮代121号線道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第42号 宮代121号線道路改良工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町綾戸381番地、株式会社新栄、代表取締役 田中誠也が落札をいたしましたので、この者と6,884万9,000円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

[総務課長 藤塚正博君登壇]

○総務課長（藤塚正博君） 議第42号 宮代121号線道路改良工事請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります箇所につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして、御覧いただきますようお願ひをいたします。

本件入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、8者に指名通知をいたし、去る5月22日、指名競争入札を執行いたしました。

第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをされました株式会社新栄が6,259万円で落札をいたしたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして6,884万9,000円で、垂井町綾戸381番地、株式会社新栄、代表取締役 田中誠也と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いをするものでございます。

なお、完成期限は令和8年3月27日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第42号 宮代121号線道路改良工事請負契約の締結につきまして、私からは工事概要について説明をさせていただきます。

お配りしております資料、A4版、工事概要図を御覧ください。

宮代121号線は、県道養老・垂井線との交差点を始点としまして、ヨシヅヤ南東角、町道垂井・表佐線との交差点を終点とする町道でございます。

町道認定は平成29年3月に行っており、その後、平成29年度に道路詳細設計、用地測量、また青色部分の道路用地を取得し、平成30年度におきまして、道路用地取得済み箇所、延長300メートルの道路整備を実施しております。昨年度、残りの区間の道路用地につきまして全て取得できしたことから、今年度、予算をお認めいただきましたので、工事を施工するものでございます。

それでは、工事概要について説明をさせていただきます。

緑色の部分の②区間でございますが、工事概要図上段が標準横断図となります。

施工済み区間と同様の道路構成により整備を行います。車道幅5.5メートル、西側に2.0メートルの歩道、歩道内に道路側溝を布設し、歩車道境界に防護柵、東側にガードレールを設置し、舗装、区画線まで施工する工事でございます。

次に、赤色部分の③区間でございますが、工事概要図下段が標準横断図となります。

ヨシヅヤ出店に伴い整備された区間となります。今回の工事におきまして、ヨシヅヤ側に排水路がございますので、転落防止のための防護柵を設置するとともに、旧郷鉄工所側には道路排水を拾うための道路側溝を布設いたします。

なお、舗装につきましては、この区間は既に舗装済み区間でございますので、区画線のみの施工となります。

その他工事としまして、②③区間において各1か所で既設道路の下を水路が横断しており、ボックスカルバートが布設されておりますが、車道用仕様でないため、車道用仕様のボックスカルバートへ布設替えを行います。

なお、ヨシヅヤ南東延長150メートルの区間におきましては、既設道路を利用するため、今回は特に工事を予定しておりません。

以上が、主な工事概要でございます。

交通規制に関しましては、未供用区間内での工事となりますので、町道、県道においての交通規制はいたしませんが、農地耕作者及びヨシヅヤとの調整は十分行い施工してまいります。

また、農作物の耕作時期、ヨシヅヤ営業時間等による工事時期の制限も考慮し、完成期限を令和8年3月27日とさせていただいておりますが、段取りよく工事を進め、早期に完成できるよう管理、指導してまいります。

以上、工事概要について説明をさせていただきました。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 宮代121号線道路改良工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議第43号 指定金融機関の指定について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第10、議第43号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第43号 指定金融機関の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

現在の指定金融機関との契約が令和7年6月30日をもって満了するのに伴い、7月1日から西美濃農業協同組合を指定金融機関に指定いたしましたく、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、会計管理者に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 多賀靖会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第43号 指定金融機関の指定について補足説明をさせていただきます。

地方自治法第235条第2項に、市町村は、議会の議決を経て金融機関を指定して、市町村の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることができる旨の規定がなされております。

現在の指定金融機関であります株式会社大垣共立銀行との契約期間3年が本年6月30日をもって満了となることに伴いまして、7月1日から令和10年6月30日までの3か年、西美濃農業協同組合を指定金融機関にいたしましたく、お願いをするものでございます。

なお、地方自治法施行令第168条第3項に定めます指定代理金融機関には、株式会社大垣共立銀行、同施行令第4項に定めます収納代理金融機関には、株式会社十六銀行、大垣西濃信用金庫、東海労働金庫、株式会社ゆうちょ銀行を予定しているところでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入れります。

お諮りいたします。

議第43号 指定金融機関の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 請願第1号 再審法改正を求める意見書を国に提出することについての請願

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第11、請願第1号 再審法改正を求める意見書を国に提出することについての請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務産業建設委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時59分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和　年　月　日

垂井町議会議長　　広瀬　隆博

会議録署名議員　　江上　裕子

会議録署名議員　　中川　泰一